

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	横 山 正 人
同	中 山 大 輔

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 4 年 2 月 9 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「能見台中央公園の駐車場」が、特定の者により「通勤時の車両の保管場所」として「長時間且つ長期に亘り恒常的に使用されている」とし、「公園の効用を全うするため」に設置された駐車場において行われている、この「設置理念に抵触する可能性のある行為」を「金沢土木事務所職員」が看過していることを「怠る事実」として主張しているものと解されます。

最高裁平成 2 年 4 月 12 日判決は、住民訴訟の「対象とされる事項は法 242 条 1 項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである」と判示しています。また、同判決では、「訴えが適法といえるためには、上告人らの行為が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない」とし、財務会計上の財産管理行為とは、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする」ものであると判示しています。

これらの考え方は住民監査請求においても同様であると解されるどころ、請求人の主張する、公園の駐車場における「設置理念に抵触する可能性のある行為を看過するような事態」

は、上記の最高裁判決でいう「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」を怠る事実には当たりません。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の対象となる、財務会計上の行為又は怠る事実を摘示しているものとは認められず、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。